

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備管理要綱の制定
について（例規）

〔最終改正 平成26. 7. 4 例規務第22号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第49条第 1 項のパーキング・メーター（付帯設備を含む。）及び同条第 2 項のパーキング・チケット発給設備（付帯設備を含む。）並びに道路交通法施行規則第 6 条の 7 の規定による表示板の管理について、必要な事項を定めたものです。